平成２２年（フ）第８９号
神戸市北区ひよどり台５丁目８番地市営ひよどり台住宅51―408号
債務者　清水　宮子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築山　鮎子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３号
広島市佐伯区美鈴が丘東３丁目16番３号
債務者　平石エイコ
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児玉　浩生
4　破産債権の届出期間　平成22年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３号
名古屋市熱田区二番２丁目25番４―508号
二番荘
債務者　戴　　**辉阳**
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６号
広島県安芸高田市甲田町上甲立133番地３
債務者　八景苑こと　山中　邦人
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月７日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３３号
北海道北斗市谷好３丁目９番６号
債務者　平野　秀俊
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３３号
福井県敦賀市砂流40号２番地の９　櫛林
債務者　岡田　文誉
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第４号
香川県丸亀市田村町1330番地
債務者　佐文日出夫
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籠池　信宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９号
愛知県一宮市末広３丁目２番１―302号市営苅安賀住宅
債務者　髙見澤次男
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０２２１号
大阪市西淀川区姫島５丁目10番27号　ブランコート姫島公園410号室
債務者　藤本　哲久
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６０号
山形市小荷駄町９番１号　レ・アール南原２―Ｇ号、前住所山形県上山市金生西３丁目３番28号
債務者　武田美雪こと　李　　**洞**子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８１号
山形市双月町３丁目10番９号　ガーデンハウス双月Ｂ―３号
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４号
山形市千歳２丁目７番25号　レオパレス沖ノ原203号、前住所山形市長町１丁目５番６号
債務者　小出　　玲
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７号
山形市若葉町６番62―303号　第１田中ビル
債務者　佐藤千加子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２号
山形県東村山郡中山町大字向新田252番地
債務者　渡辺　賢嗣
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６号
岩手県久慈市小久慈町第34地割12番地２
債務者　藤原まゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１２号
岩手県陸前高田市高田町字栃ケ沢40番地　市営住宅栃ケ沢団地第30号
債務者　熊谷ルミ子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
盛岡地方裁判所一関支部